

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成16年10月20日京都市条例第9号)

(総務局人事部給与課)

諸般の状況を考慮し、国家公務員の例に準じ、次のとおり、京都市職員給与条例の適用を受ける職員及び公営企業に従事する企業職員の通勤手当を改定することとしました。

- 1 指定地域制度(東大路通以西、西大路通以東、九条通以北及び北大路通以南にある地域等について、通勤手当を支給しないこととする制度をいいます。)を廃止します。
- 2 京都市職員給与条例の適用を受ける職員のうち、交通機関等を利用するものに係る通勤手当を6箇月を超えない期間を単位として一括で支給するとともに、1箇月当たりの当該通勤手当の支給限度額を次のとおり改定します。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---------|
| 45,000円(運賃等の額が45,000円を超えるときは、5,000円を超えない範囲内において、運賃等の額と45,000円との差額の2分の1を45,000円に加算した額) | 55,000円 |

- 3 京都市職員給与条例の適用を受ける職員のうち、自転車等を使用し、かつ、その使用距離が片道40キロメートル以上であるものに係る通勤手当の額を次のとおり改定します。

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|---------|----------------------|
| 片道40キロメートル以上 45キロメートル未満 | 20,900円 | 20,900円 ^円 |
| 片道45キロメートル以上 50キロメートル未満 | | 21,800 |

| | | |
|----------------------------|--|--------|
| 片道50キロメートル以上 55キロメートル未満 | | 22,700 |
| 片道55キロメートル以上 60キロメートル未満 | | 23,600 |
| 片道60キロメートル以上 | | 24,500 |

この条例は、平成16年11月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第9号

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「又は地域」を削り、「指定地域等」を「指定区間」に改め、同項第2号及び第3号中「指定地域等」を「指定区間」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第9条第2項第2号中「応じ」の右に「，支給単位期間につき」を加え，同号ケ中「以上」の右に「45キロメートル未満」を加え，同号に次のように加える。

- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 21,800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 22,700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 23,600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上 24,500円

第9条第2項第3号中「応じ，」の右に「前2号に掲げる額（1箇月当たりの）」を加え，「（その額が45,000円を超えるときは，その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは，5,000円）を45,000円に加算した」を「が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「前各項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 通勤手当は，支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては，別に定める期間）に応じ，別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき，離職その他別に定める事由が生じた場合には，当該職員に，支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは，通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては，1箇月）をいう。

（京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正)

第2条 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を次のように改正する。

第4条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「管理者の」を「管理者が」に改め、「または地域」及び「次号において」を削り、「指定地域等」を「指定区間」に、「または有料」を「又は有料」に、「または料金」を「又は料金」に改め、同条第2号中「指定地域等」を「指定区間」に、「管理者の」を「管理者が」に改める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)